

## 運 営 細 則

**第1条** 会則第21条にもとづく運営の細則は、この細則に定めるところによる。

**第2条** 会則第11条3にもとづき、総会に出席する代議員は、前年度末会員数150名に1名（小数点以下切り上げ）で算出した人員数とし、支部において選任する。

**第3条** 1. 会則第17条にもとづき、会員は、年額会費3,000円（本部費1,550円、支部費1,450円）を所属支部に納めるものとする。

ただし、平成30年5月31日までに米寿を迎えた会員ならびに入会初年度は無料とする。

また、支部は、規約の定めるところにより所定の支部費を徴することができるものとする。

2. 会費を滞納したときは、その間会員の処遇を停止することができる。

3. 既納の会費は、返還しないものとする。

**第4条** 会則第2条2にもとづく賛助会員は、年額20,000円以上の会費を本部に納めるものとする。

**第5条** 会則第4条5にもとづく、慶祝および弔意については、次のとおりとする。

1. 会員が満年齢で88才、100才に達したとき、それぞれお祝いの品を贈呈する。

ただし、原則として3年以上の継続会員に適用する。

2. 会員が死亡した時は、相当の弔意を表す。

**第6条** 事務局に事務局長のほか事務局員若干名を置き、会務を処理する。  
事務局長および事務局員には、中央本部が定める報酬を支給する。

**第7条** 1. 特別の事項を審議するため委員会を設けることができる。  
2. 委員会の委員は、会長が委嘱し、会長の諮問に応じるものとする。